

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定について

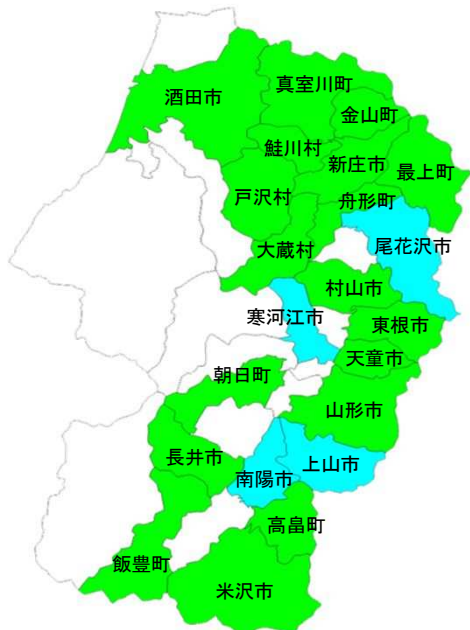
1 政府における取組（犯罪被害者等施策推進会議の動向）

犯罪被害者等施策推進会議（会長：内閣総理大臣）において、令和5年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、取組項目の1つである「地方における途切れない支援の提供体制の強化」において、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実が必要とされている。

2 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定の必要性

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、見舞金制度等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定が必要である。

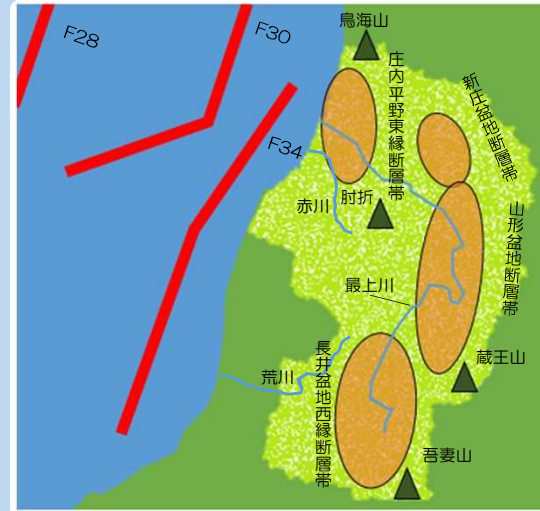
県内の市町村における被害者支援条例等の制定状況



カモンくん

災害協力に関する協定の締結について

山形県の主な災害要因



▶ 地震（活断層）

- ・山形盆地断層帯
- ・長井盆地西縁断層帯
- ・新庄盆地断層帯
- ・庄内平野東縁断層帯

▶ 津波（津波断層モデル）

- ・F28、F30、F34

▶ 火山（活火山）

- ・蔵王山 ・吾妻山
- ・肘折 ・鳥海山

▶ 風水害（主要河川）

- ・最上川 ・赤川 ・荒川

災害が発生した地域において、安定的かつ持続的な災害警備活動を展開するためには、自治体と警察の緊密な連携・協力が重要

○ 連携を求める内容

- ・被害情報の共有
- ・災害対策本部等への警察官の受け入れ
- ・警察署が被災した場合の代替施設
- ・障害物の除去
- ・警察部隊の活動拠点
- ・合同調整所の設置・運用
- ・遺体安置所
- ・検視場所
- ・水の確保
- ・遺族に対する説明場所

情報の収集・伝達

救出・救助

遺体の捜索等